

諸外国調査の結果概要

外国人の受入れの基本的な在り方等の検討のための調査・研究（社会統合プログラム：各国における中核的な社会統合プログラム）〔概要〕

令和 8 年 8 月 1 8 日現在

資料 5

	フランス	ドイツ	英国	米国	韓国
①外国人の社会統合を目的とし、政府機関又はその委託を受けた事業者が外国人を対象に実施するプログラム（研修・研修・訓練・ネットワークキング等）の有無	【共和国統合コース（parcours individualisé d'intégration républicaine）】 共和国統合契約（CIR）を締結した外国人は、指定された研修への参加、フランス語学習、市民教育の受講を義務的なものとして行う。また、職業統合支援として職業相談、キャリアガイダンス、公的雇用サービスとの連携、求職支援が行われている。	【統合コース（Integrationskurs）】 外国人がドイツ社会への参加に必要な言語能力及び社会・制度に関する基礎知識を習得するための公的教育プログラム	【ESOL：English for Speakers of Other Languages】 英語を母語としない人が、英国での日常生活、就労、学習、地域社会参加に必要な英語力を身につけるための成人向け英語教育	【Refugee Resettlement Program】 難民等の定住・自立支援：現金・医療・就労・子ども支援等	【KIIP：Korea Immigration & Integration Program】 外国人の社会適応と自立的生活を支援するために2009年に導入された教育制度
②プログラムの根拠（法令等）	外国人入国・滞在・庇護権法典（CESEDA） 2024年1月26日法（Loi n°2024-42）等	移民法（Zuwanderungsgesetz）（2005年試行）	－（該当なし。法律に基づく制度ではなく、成人基礎教育戦略 Skills for Life の一環）	Refugee Act	在韓外国人処遇基本法
③制度開始年	2016年（共和国統合コース）	2005年	2001年	1980年	2009年
④プログラムの対象（在留資格、国籍、年齢、当該国出生者を対象としているか否か等）	初めて滞在許可を取得したフランスに長期定住する意思を有する18歳以上（一部16歳以上）の非EUの外国人（語学研修はこのうちフランス語の能力評価においてA2未満と判定された者）	原則として成人（16歳以上）の新規移住者、滞在許可を持つ外国人、難民・保護対象者、EU市民、特に統合上の必要性が高いドイツ国籍者等が受講の権利を有する。 若年層向けには一般コースとは別に青年統合コース（Jugendintegrationskurs）が設けられており、概ね16歳から27歳までの若者を対象としている。 また以下の場合、入国管理局（Ausländerbehörde）により受講が義務付けられる。 ・ドイツ語能力が十分でないと判断された新規移民 ・在住者でも特に統合上の必要があると認められる者 その他にもSGB IIIに基づき求職者に対する基礎所得支援を受けている外国人は職業安定所等（所管）から受講を義務付けられ、難民申請者給付法（Asylbewerberleistungsgesetz）に基づく給付を受けている難民申請者等においても、所管機関より受講が義務付けされる。	19歳以上で、英語を母語とせず、生活・学習・就労等のために英語を必要とする人	①難民・庇護認定者等の人道的保護対象者（ORRの対象者には、難民、庇護認定者、キューバ・ハイチからの入国者、アメラジアン、イラク・アフガニスタンの特別移民、一定のアフガニスタン・ウクライナ人道的パロール対象者、人身取引被害者、一定の保護者のいない子ども等が含まれる） ②個別プログラムでは年齢要件が設けられている場合がある。RSI（難民学校適応支援プログラム）は0～18歳、Youth Mentoring（若者メンタリングプログラム）は15～24歳、Services to Older Refugees（高齢難民支援サービス）は60歳以上を対象とする。URM（保護者のいない難民未成年者プログラム）は、原則として18歳未満でプログラムに入る必要がある。	大韓民国に滞在する移民者で、外国人登録者、居所申告者または帰化者。制度上特定の年齢要件は設けられていない。
⑤プログラムの所管省庁	Office français de l'immigration et de l'intégration：OFII（フランス移民統合局）	Bundesamt für Migration und Flüchtlinge：BAMF（連邦移民・難民庁）	Department for Education：DfE（英国教育省）	Office of Refugee Resettlement：ORR（難民再定住局）	法務部
⑥実施体制（中央政府直営・地方政府直営・民間委託の別）	フランス移民統合局（OFII）が運用主体であり、研修自体はフランス移民統合局（OFII）が選定する研修事業者が実施。	連邦移民・難民庁（BAMF）によって開発・管理され、定められた基準に基づいて承認された私的または公的な実施機関（Träger）によって提供される。	所管はDepartment for Education（DfE）であるが、中央政府が直接教室を運営する制度ではなく、Further Education colleges（FEカレッジ）、成人教育機関、地方自治体、訓練プロバイダー、地域団体等により提供される	地方政府直営または、地方政府に代わる実施主体、再定住支援団体、地域団体等が実施。	法務部が政策の方向性を決定し、その下で民間の委託機関が中央組織としてプログラムを統括。さらにその下に設置された45の地域拠点センター、約340の運営センター、地域の中で随時募集される学習支援拠点で提供される。
⑦プログラム受講の時期（入国前／入国後一定期間内／在留資格更新時／永住許可申請時等）	入国後、共和国統合契約（CIR）の契約期間である1年間（原則）。	新規入国者が滞在許可を取得した段階で参加資格（または参加義務）が付与され、外国人局（Ausländerbehörde）やジョブセンター等から受講を求められる場合がある。一定の参加権を有する者は、BAMFの受講資格証（Berechtigungsschein）を受けて受講する。	受講開始時期に法令上の一律の期限はない。	【PIR（初期定住支援プログラム）】 入国直後から90日まで 【Matching Grant Program（早期就労自立支援プログラム）】 入国後31日以内の登録が必要 【RCA（難民現金扶助）、RMA（難民医療扶助）】 入国後一定期間（難民であれば最大8か月） 【RSS（難民支援サービス）等】 入国後最長5年程度	受講開始時期に法令上の一律の期限はない。
⑧期間（時間数）・コマ数	【語学研修】 100時間・200時間・400時間・最大600時間（読み書きができないレベル） ※母国で一定の教育を受けていたり、他の言語に堪能であったりする場合は、研修時間がより短縮される。 【市民研修】 4日間、合計24時間	【語学コース（Sprachkurs）】 600授業時間（うち基礎語学コース（Basissprachkurs）300授業時間、発展語学コース（Aufbausprachkurs）300授業時間） 【オリエンテーションコース（Orientierungskurs）】 通常100授業時間 ※1授業時間は45分。100授業時間で1 モジュール。受講開始前にレベル判定あり	－ （カリキュラム上は、一般的な英語知識だけでなく、日常生活、職場、教育・訓練、公共サービス利用等で必要な実用的な英語運用能力が重視されるが、実際に提供されているプログラムは資金とプロバイダーの種類によってばらつきがあるとされる）	【PIR（初期定住支援プログラム）】 入国後30日～90日間 【Matching Grant Program（早期就労自立支援プログラム）】 登録後、240日間 【RCA（難民現金扶助）、RMA（難民医療扶助）】 難民であれば、入国後最大8か月間 【RSS（難民支援サービス）】 入国後～米国滞在60か月（5年）	【韓国語と韓国文化】 ステップ0（基礎）：15時間 ステップ1（初級1）：100時間 ステップ2（初級2）：100時間 ステップ3（中級1）：100時間 ステップ4（中級2）：100時間 【韓国社会の理解】 ステップ5：基本70時間、深化30時間
⑨実施方法（対面・オンラインの別等）	【語学研修】 原則対面だが、ある程度のフランス語レベルに達している場合は、オンライン研修も設定されている。 【市民研修】 原則対面	通学型コース、オンラインコースの双方がある。	対面授業が中心であるが、オンライン及びハイブリッド形式による提供も行われている。	プログラムと実施機関によって異なるが、PIR（初期定住支援プログラム）は一部オンラインを活用したハイブリッド形式（Virtual PIR Services）でも実施されている。	対面及びオンラインの双方が用意されている。
⑩受講者数	【語学研修】 2024年：約5万人 【市民研修】 2024年：114, 443人	【統合コース受講開始者数】 2022年：110, 208人 2023年：115, 762人 2024年：190, 541人	【成人ESOL 受講者数】 2024/25年度：160, 870人	【雇用サービス・OJT・英語指導・職業訓練等の利用者数】 2021年度：41, 915人 【Matching Grant登録者数】 2021年度：7, 855人 【Unaccompanied Refugee Minors Program利用者数】 2021年度：1, 873人	【KIIP 参加者数】 2023年：58, 028人 2024年：70, 949人 2025年：90, 180人
⑪プログラムの内容（在留資格別・レベル別・ライフステージ別のプログラムの有無を含む）	【語学研修】 フランス語の読解・筆記を含む能力評価を経て、必要な研修が提示される。2019年に、単なる語学学習だけでなく、就労に必要な言語能力・日常生活での手続能力・自立支援を重視した内容に見直された。 【市民研修】 概ね一律の内容・カリキュラムに基づいて実施される。「共和国の原則・価値」自由、平等、友愛、国旗、国歌、ライシテ（政教分離） 「政治・制度」共和国の仕組み、民主主義、選挙、EU制度 「権利と義務」基本的人権、法令遵守、市民としての責任 「歴史・地理・文化」フランス史、地理、文化遺産 「フランス社会での生活」就労、教育制度、医療、親権等	受講開始前のレベル判定に応じて一般統合コースではなく、青年統合コース、識字（リテラシー）コース、第二言語学習者向けコースのような特別コースへの参加が適切かどうかとも検討される。プログラムは語学コース/オリエンテーションコースから成る。 【語学コース】 基礎語学コースは、自己紹介、買い物、住居、医療機関の利用、学校との連絡等・生活に密着したテーマを通じて初歩的なドイツ語を学習する。発展語学コースは、就労・職業訓練、求職活動、子どもの教育、健康、余暇活動、社会的交流、メディア利用、交通・移動をテーマに、職業生活や行政手続への対応に必要な語学力を強化する。手紙や電子メールの作成、各種申請書・フォームの記入、電話対応、求人応募、実際の生活や職場で必要となる文書作成・コミュニケーション能力も指導対象となっている。 【オリエンテーションコース】 学習内容は大きく以下の3分野から構成される。 ① 法制度・政治制度（ドイツ基本法（憲法）、民主主義の仕組み、選挙制度、基本的人権、国民の権利と義務等） ② 歴史（ドイツ近現代史、民主化の過程、国家形成の経緯等） ③ 文化・社会（ドイツ社会の価値観、男女平等、宗教の自由、寛容・多様性、地域社会での生活習慣等） また、地域ごとの歴史や慣習等についても理解を深めることが期待されている。	Entry 1（CEFRとの比較：A1未満～A1）：自己紹介・ごく基本的な会話 Entry 2（CEFRとの比較：A1～A2）：日常生活上の基本的なやり取り Entry 3（CEFRとの比較：A2～B1）：日常生活・簡易な職場対応 Level 1（CEFRとの比較：B1）：自立した社会参加 Level 2（CEFRとの比較：B2）：就労・進学・専門的コミュニケーション	【語学関連】 RSS（難民支援サービス）、Matching Grant Program（早期就労自立支援プログラム）、RCP（難民キャリア形成支援プログラム）、RSI（難民学校適応支援プログラム）を通じ、英語教育・英語訓練、職業英語、学校適応上の英語支援等が提供される。 【生活関連】 PIR（初期定住支援プログラム）、RSS（難民支援サービス）、Matching Grant Program（早期就労自立支援プログラム）等を通じ、生活立ち上げ支援、文化・社会適応、ケースマネジメント等が提供される。	カリキュラムはレベル0～5に区分される。レベル0～4：韓国語および韓国文化の教育 レベル5：韓国社会理解（歴史、法制度、政治、経済、文化等） 各レベルは概ね100時間前後の授業で構成され、最終段階では社会制度理解に重点が置かれる。

諸外国調査の結果概要

外国人の受入れの基本的な在り方等の検討のための調査・研究（社会統合プログラム：各国における中核的な社会統合プログラム） [概要]

令和8年8月18日現在

		フランス	ドイツ	英国	米国	韓国
⑫プログラムの受講や習得度の証明の義務性	⑫ー1 受講のインセンティブ	【語学研修】 初回の複数年滞在許可にはA2、初回の長期滞在カードにはB1のフランス語能力証明が必要であり、語学研修はこれらの要件達成を支援する制度とも言える。 【市民研修】 初回の複数年滞在許可や初回の長期滞在カードの申請時には、市民試験の合格証明が必要となる。	-該当情報なし	永住権・市民権取得にはKoLL: Knowledge of language and life要件 (B1レベル以上の英語力証明及び「Life in the UK Test (英国の歴史・社会・文化等に関する試験)」の合格) が求められる。	-該当情報なし	F-2 (居住) 等での加点、韓国語能力証明の代替が認められているほか、在留資格変更や更新における評価材料とされている。
	⑫ー2 未受講の場合における不利益取扱いや罰則及びその他の根拠	共和国統合契約 (CIR) が「不履行」と判断されると、年次滞在許可の更新 (最大3回) 時に複数年許可へ移行できなくなる。	義務付けされた参加者においては、参加義務不履行または修了試験不合格の場合、在留許可延長前に注意喚起がなされる。外国人局が行政上の強制手段により履行を促す場合 (義務違反時に費用負担 (見込み費用) を一括で事前徴収する等) もある。	成人教育技能支援として提供されるものであり、一般の移民外国人住民に対し全国一律で受講が義務付けられている制度ではない。	Refugee Cash Assistance (RCA) の受給者については、免除対象に該当しない限り、雇用サービスへの登録・参加、就職面接への参加、適切な雇用の受諾、就労・言語訓練等を含む employability service program (就労支援のプログラム) への参加等が受給条件とされている。正当な理由なくこれらの要件を満たさない場合には、現金支援の停止等の制裁が定められている。	受講が義務付けられている制度ではない。
	⑫ー3 達成要件の有無 (有りの場合は、達成要件に達した場合の不利益取扱い)	【語学研修】 該当情報なし 【市民研修】 合否が出る市民試験がある。将来複数年滞在許可を申請する者、長期滞在申請者、帰化申請者が対象となる。	欧州共通参照枠 (CEFR) のB1レベル相当のドイツ語能力を習得することにより修了。達成要件に達しなかった場合の不利益扱いについては情報なし。	Entry 1: 自己紹介ごく基本的な会話 Entry 2: 日常生活上の基本的なやり取り Entry 3: 日常生活簡易な職場対応 Level 1: 自立した社会参加 Level 2: 就労進学専門的コミュニケーション	-該当情報なし	段階評価: 各ステップの修了確認 中間評価: 言語・文化理解の総合評価 永住用総合評価: 社会統合能力の確認 帰化用総合評価: 市民統合能力の確認 段階評価、中間評価の問題数、試験時間等は上記のとおり。永住用総合評価・帰化用総合評価ともに試験は客観式36問、作文4問、口述5問の計45問で構成され、試験時間は筆記60分、口述10分の計70分である。100点満点中60点以上で合格となる。語学に関して、TOPIKと完全に対応しているわけではない。
⑬修了試験 (ある場合) の内容・合格水準・実施方法等		【語学研修】 中間評価・最終評価がある。(内容は情報なし) 2026年からはA2レベルへの到達が目標とされている。 【市民研修】 市民試験がある。フランス語による40問 (知識問題 28問、状況対応問題12問) の四者択一で、45分以内、合格基準は80% (32/40) と規定されている。	【言語コース】 「移住者のためのドイツ語テスト (DTZ)」 DTZの試験構成は筆記: 聴解・読解・作文、口頭: 約15分となっており、総合B1 (識字コースはA2) が達成目標となっている。不合格の場合、一定の条件を満たせば、語学コースを最大300時間まで1回ずつ再受講でき、語学試験も1回のみ無料で再受験できる。 【オリエンテーションコース】 「ドイツでの生活 (Leben in Deutschland: LiD)」 LiDは33問・四択・60分の形式で、15/33以上で合格とされる。	資格取得のための試験が実施され、試験は認定団体が実施し、Speaking, Listening, Reading, Writingの4技能を評価する。 認定団体ベースで公表されているレベル1の試験の例として、下記の内容が挙げられている。 Speaking and Listening: 試験官との会話 - 3つの課題 - 10分間、試験官を交えたグループディスカッション - 1つの課題 - 最大7分間 Writing 管理下での試験 - 3つの課題 - 110分間 Reading 管理下での試験 - 3つの課題計30問 - 60分間	-該当情報なし	レベル判定のための事前評価、各ステップの修了確認である段階評価、言語文化理解の総合評価である中間評価、社会統合能力確認のための永住用総合評価、市民統合能力の確認のための帰化用総合評価から成る。 事前評価は筆記試験50問と口述試験5問の計55問で構成され、試験時間は筆記60分、口述10分である。段階評価は筆記20問と口述5問の計25問で構成され、試験時間は筆記30分、口述10分である。100点満点中60点以上で合格となる。 中間評価は客観式28問、作文2問、口述5問の計35問で構成され、試験時間は筆記50分、口述10分である。100点満点中60点以上で合格となる。 不正行為の防止及び処理として、不正発覚時には試験結果の無効化および一定期間の参加制限措置が規定されている。また、試験問題の管理、監督官及び試験官の配置、全国同時実施が規定されており、これらが一体となって評価制度の公正性を担保する仕組みが構築されている。
⑭受講の有無・成績と在留許可・永住許可・国籍取得手続との関係	⑭ー1 社会統合プログラムの受講が永住許可・各在留資格の更新許可または変更許可の要件となっているか。	対象者は共和国統合契約 (CIR) への署名が義務であり、拒否する者は、在留資格の発給拒否更新拒否の対象となる。また、署名後に不遵守 (契約違反) が発覚した場合には、在留資格の発給拒否更新拒否取消しの根拠になり得る。 共和国統合契約 (CIR) が「不履行」と判断されると、年次滞在許可の更新 (最大3回) 時に複数年許可へ移行できなくなる。 初回の複数年滞在許可や初回の長期滞在カードの申請時には、市民試験の合格証明が必要である。	在留資格の更新等の要件とはなっていない。ただし、参加義務不履行または修了試験不合格の場合、在留許可延長前に注意喚起がなされる。外国人局が行政上の強制手段により履行を促す場合 (義務違反時に費用負担 (見込み費用) を一括で事前徴収する等) もある。また、滞在法 (AufenthG) 第8条第3項では、受講義務者が統合コースをまだ修了していない場合、在留資格の更新期間を最長1年とすることができるとされている。	ESOL自体が在留資格の更新等の要件とはなっていない。	本制度全体として、講座型プログラムの受講、修了試験、修了証明を在留資格や永住許可と直接結び付ける仕組みは確認できない。	永住許可 (F-5) において、KIIP終了または総合評価合格が基本素養要件の充足として扱われるほか、総合評価合格によって帰化の筆記試験面接免除または簡素化が可能となっている。
	⑭ー2 プログラムの受講は要件ではないが、語学能力や社会制度の理解度を試験の合格等で証明することが要件となっている場合があるか。	【長期滞在許可 (初回)】 語学能力: 必要 (B1以上のフランス語能力) 社会知識: 必要 (市民試験の合格) 【帰化】 語学能力: 必要 (B2以上のフランス語能力) 社会知識: 必要 (市民試験の合格) 【その他】 複数年滞在許可 (初回) について、 語学能力: 必要 (A2以上のフランス語能力) 社会知識: 必要 (市民試験の合格) (難民・補完的保護受益者、一定の国際協定適用者、学生、研修生、季節労働者、一定の高度人材等は、適用除外。)	【永住許可】 語学能力: 必要 (B1以上のドイツ語能力 ※資格によって異なる) 社会知識: 必要 ドイツの法や社会制度、生活様式について基本的な知識を持っていることの証明が求められる。(通常「ドイツでの生活」テストの合格が利用される。) 【帰化】 語学能力: 必要 (B1以上のドイツ語能力) 社会知識: 必要 ドイツの法的・社会制度や生活環境に関する知識を持っていることの証明が求められる。(通常「帰化試験」の合格が利用される。) 帰化試験の試験時間は60分で、33問 (30問は「民主主義の生活」「歴史と責任」「人々と社会」等のドイツ全土共通問題、3問は居住する州に関する問題) の選択式問題で構成される。合格には、33問中17問以上の正答が必要である。帰化試験への参加費は25ユーロ (約5,000円)。 【その他】 家族の呼び寄せについて、配偶者の呼び寄せの場合、原則として基礎的なドイツ語能力 (A1レベル) の証明が必要になる (EUブルーカード保持者の配偶者等は免除)。一定期間の合法的な滞在とドイツ語能力、年金支払い等の条件を満たすと無期限の滞在許可 (永住権) である「定住許可 (Niederlassungserlaubnis)」の申請も可能。	【永住許可】 語学能力: 必要 (B1以上の英語能力) 社会知識: 必要 「Life in the UK Test (英国の歴史・社会・文化等に関する試験)」の合格が求められる。問題数は24問、試験時間は45分で、75%以上、すなわち24問中18問で合格となる。受験料は£50 (約1万円) である。 【帰化】 語学能力: 必要 (B1以上の英語能力) 社会知識: 必要 「Life in the UK Test (英国の歴史・社会・文化等に関する試験)」の合格が求められる。問題数は24問、試験時間は45分で、75%以上、すなわち24問中18問で合格となる。受験料は£50 (約1万円) である。 【その他】 家族ビザの初回申請 (海外からの入国申請等) の際にはA2以上の、ビザ更新の際にはA2以上の英語力証明が求められる。	【永住許可】 語学能力: 原則として不要 社会知識: 不要 【帰化】 語学能力: 必要 社会知識: 必要 語学能力と社会知識の両方を問う試験として、「Naturalization Test (英語能力と米国の歴史・政治制度に関する試験と面接)」を受ける必要がある。面接では、提出済みの帰化申請の内容を確認する。英語能力試験は、面接官との通常の質疑応答であるスピーキング、1文を正しく音読できれば合格となるリーディング、1文を正しく書ければ合格となるライティングで構成される。公民試験 (2025年以降のバージョン) は20問で構成される口頭試験であり、12問正解する必要がある (9問間違えればその時点で不合格)。初回で不合格となった場合、通常60~90日以内に再試験が行われ、再試験でも不合格の場合は、帰化申請が却下される。公民試験の内容は、米国政府、民主主義の原則、米国史、市民の権利と義務、国の象徴。 【その他】 高齢永住者に対しては英語試験の免除や公民試験の母語での受験や簡略化措置が設けられている。	【永住許可】 語学能力: 必要 (おもにKIIP修了) 社会知識: 必要 (おもにKIIP修了) 【帰化】 語学能力: 必要 (KIIP修了または国籍取得総合評価 (Comprehensive Evaluation for Nationality Acquisition)) 社会知識: 必要 (KIIP修了または国籍取得総合評価 (Comprehensive Evaluation for Nationality Acquisition)) 国籍取得総合評価は帰化試験の正式名称であり、韓国語能力 (語彙、文法、読解力)、韓国の歴史、政治、法律、社会に関する知識、憲法と市民権の基本的な理解を問う筆記試験 (60点) と、韓国語での口頭コミュニケーション、社会規範と価値観の理解、帰化の動機を問う面接試験 (40点) で構成され、60点以上で合格となる。受験料は3万ウォン (約3,000円)。 【その他】 外国人配偶者の韓国語要件が規定されている。結婚同居を目的とするビザの発行に必要な基礎レベル以上の韓国語の駆使要件の告示において、結婚同居を目的とするビザの発行に必要な基礎レベル以上の韓国語の駆使要件定められている。 ※韓国語を評価しなくても意思疎通できると判断される場合に除外要件あり。
⑮予算規模		フランス移民統合局 (OFII) の受入れ統合 (Accueil et integration) 全体にかかる支出が1億3,694万ユーロ (約253億5,033万円) (2024年) 2024年時点の市民研修1日当たりの単価は64.49ユーロ (約11,940円) 2024年時点の語学研修1時間当たりの単価は7.40ユーロ (約1,370円)	2026年: 約10億6,000万ユーロ (約1,962億円)	該当する情報は無い。ESOL単独の全国固定予算が常に明示されているわけではなく、成人ESOLは成人教育技能予算、現在ではASFの枠組みの中で支援される。	ORR関連プログラムは、連邦予算を財源に運営されている。2024年の各分野予算は以下のとおり。 単位: 百万米ドル (日本円) 移行期・医療支援: 564,000 (約906億円) 難民支援サービス: 307,201 (約494億円) 拷問被害者支援: 19,000 (約31億円) 保護者のいない子ども支援: 5,406,258 (約8,689億円) 人身取引対策プログラム: 30,755 (約49億円)	2026年度の法務部予算では、出入国管理分野の事業内訳に「社会統合プログラム履修体制運営」「外国人社会統合支援」が含まれている (2026年度予算: 191,415百万ウォン (約209億円))。公開資料上はKIIP単独の年間総額が独立して表示されているわけではないため、厳密なプログラム単独予算額を把握することができない。
⑯受講者の費用負担の有無		語学研修、市民研修ともに、受講料や教材費の負担はなし。 市民試験の試験料については試験実施機関が定めており、料金は実施機関ごとに異なる。	統合コース費用については、原則として参加者が半分、国家が半分負担。参加者の費用負担は1単位あたり2,29ユーロ (約424円) であり、一般統合コース (700単位) の費用負担総額は1,603ユーロ (約29.6万円)。一般コースを受講開始後2年以内に修了した場合、費用負担の50%が還付される (識字コース等は3年以内)。	学習者の属性、所得、資格レベル、コースの種類によって異なり、一律無料ではない。 2019年の資料では、政府は対象となる学習者について費用の50%を負担し、それ以外は学習者又は提供機関が負担する仕組みがあると整理されている。	Program of Initial Resettlement (初期定住支援プログラム) においては、無料で実施している事例が確認できる	2025年1月1日から教育費の一部有料化が導入。 1~4段階 (各100時間) は各10万ウォン (約10,910円)、5段階のうち永住用基本コース (70時間) は7万ウォン (約7,600円)、帰化用深化コース (30時間) は3万ウォン (約3,300円) とされる。

諸外国調査の結果概要

外国人の受入れの基本的な在り方等の検討のための調査・研究（社会統合プログラム：各国における中核的な社会統合プログラム）〔概要〕

令和8年8月18日現在

	台湾	オランダ	スイス	オーストラリア	デンマーク
①外国人の社会統合を目的とし、政府機関又はその委託を受けた事業者が外国人を対象に実施するプログラム（講義・研修・訓練・ネットワークキング等）の有無	【新住民生活適応輔導班】生活適応、居留・定居、就業、衛生、教育、子どもの教育、基本権益、語学等を含む生活適応支援型の講座	【PVT（参加宣言プログラム）】オランダ社会の価値とルールを理解し、それを尊重することを宣言するもの 【言語教育】B1-route（B1ルート）／onderwijsroute（教育ルート）／zelfredzaamheidsroute（自立支援ルート）のいずれかを達成するもの	【fide】スイスでのフランス語・イタリア語・ドイツ語を「学ぶ・教える・評価する」ためのシステム	【AMEP（Adult Migrant English Program：成人移民英語プログラム）】永住移民・人道入国者等を対象に、英語能力の向上とオーストラリア社会への定着を支援する政府の無料英語教育プログラム。	【成人外国人向けデンマーク語教育 Danskuddannelse 1-3】 【自立・帰還プログラム（selfforsørgelses- og hjemrejseprogram）および導入プログラム（introduktionsprogram）】自治体と外国人本人が共同で策定する個別統合計画である統合契約に基づき、成人外国人向けデンマーク語教育と就労支援等が実施される。
②プログラムの根拠（法令等）	「新住民基本法」第10条および「新住民ケアサービス措置（新住民照顧服務措施）」	Wet inburgering 2021（市民統合法2021）	外国人・統合法（AIG）	Immigration（Education）Act 1971	統合法（Integrationsloven） 成人外国人向けデンマーク語教育法（danskuddannelsesloven）
③制度開始年	2003年	2022年（現行制度）	2012年ごろ（段階的に導入）	1948年（75年以上継続）	2019年
④プログラムの対象（在留資格、国籍、年齢、当該国出生者を対象としているか否か等）	新住民基本法の適用対象となる新住民及びその子ども、並びにその者と共同生活する親族。なお、プログラムの受講対象となる子どもの年齢については一律に定められていない。	新規移住者、難民、家族移民等の市民統合義務対象者。EU・EEA国民等は原則対象外。市民統合義務対象者は原則として16歳以上。	成人移民（16歳以上）。語学講師、語学学校や継続教育機関、行政機関も含まれる	英語能力が低い又は英語を話さない永住者、人道入国者、一定の対象一時ビザ保持者等。原則18歳以上。	【成人外国人向けデンマーク語教育】原則として18歳以上で、(1)デンマークでの滞在許可または恒常的かつ合法的な滞在を有し住民登録されている者、または(2)EU規則に基づく滞在（自由移動等）を有し自治体に居住する者 【自立・帰還プログラム】難民とその家族再統合者等。導入プログラムは難民以外の在留者の家族帯同者等が対象（労働移民や留学生、EU・EEA市民等は対象外）。18歳以上が対象。
⑤プログラムの所管省庁	内政部移民署	Ministry of Social Affairs and Employment（社会雇用省）、自治体	State Secretariat for Migration、：SEM(連邦移民局)	Department of Home Affairs（内務省）	Styrelsen for International Rekruttering og Integration：SIRI（デンマーク国際人材募集・統合庁）
⑥実施体制（中央政府直営・地方政府直営・民間委託の別）	直轄市・県（市）政府が実施主体となり、必要に応じて下位機関や民間団体に委託して実施される。	自治体が対象者のアセスメント、PIP作成、進捗管理を実施。	所管は連邦移民局SEMで、実際の運営はSEMの委託を受けたfide事務局が実施。	連邦政府が制度設計・資金負担を行い、民間教育機関等の委託事業者が実施。	自治体が実施責任を負い制度運営を行うが、サービス提供は外部機関等に委託。
⑦プログラム受講の時期（入国前／入国後一定期間内／在留資格更新時／永住許可申請時等）	受講開始時期に法令上の一律の期限はない。	在留許可取得後、自治体によるインテーク（調査・状況把握）と個人統合計画（PIP）の作成を経て開始。原則3年以内に修了。 インテークで収集する情報には、出身国での学歴・職歴、心身の健康を含む個別事情、こどもがいる場合にはこどもの就学可能性等がある。	受講開始時期に法令上の一律の期限はない。	入国後、対象ビザ取得後に受講開始。2020年10月1日以降に適格ビザを取得した場合、以下の条件がある。 ・6ヶ月以内にAMEPプロバイダーに登録 ・12ヶ月以内にコースを開始 ・5年以内にコースを修了 2020年10月1日以前に滞在していた適格ビザ保有者は、授業開始・修了の期間制限がない。	入国後1年以内に通常雇用へ移行することが基本目標として設定されているが、就労できない場合は最大5年間プログラムを延長できる。 成人外国人向けデンマーク語教育は3年以内の修了が想定されているが、最大5年まで継続可能。
⑧期間（時間数）・コマ数	【生活適応輔導クラスおよび指導者育成クラス】1期20時間から72時間（原則として1班15人以上、離島または偏郷地区では原則5人以上）	【言語教育】ルートや自治体ごとに異なる。 【PVT】12時間	標準受講時間やコマ数は、全国統一で規定されていない。	2021年に510時間上限を撤廃。職業レベルの英語能力到達まで継続受講可能。	【成人外国人向けデンマーク語教育】標準修了期間は約3年。現在は通常5年間の受講権が設定されている。 時間・場所・内容については、就労や教育等との両立のため柔軟に設計される。
⑨実施方法（対面・オンラインの別等）	公的施設を会場とする対面型の開講例がある一方、オンライン講座の実施事例は確認できなかった。	語学学校での対面授業と併せて、社会参加活動、就労活動等と組み合わせて実施。	対面及びオンラインの双方が用意されている（実施方法は教育機関ごとに異なる）。	対面、オンライン、通信教育（Distance Learning）、ボランティア家庭教師制度が用意されている。	制度全体としては対面実施が中心であるが、成人外国人向けデンマーク語教育は対面・オンライン両方で学習機会がある。
⑩受講者数	【新住民生活適応輔導班 参加者数】 2020年：4,237人 2021年：3,351人 2022年：2,413人 2023年：5,852人 2024年：2,676人	情報なし （PVT, 言語学習ともに原則として新統合法の対象者全てが受講者となる。）	【fide 受講者数】 2024年：28,042人 2023年：24,560人 2022年：20,557人	【AMEP 受講者数】 毎年約7万人	【成人外国人向けデンマーク語教育 受講者数】 約62,200人（2023年） 【プログラムの総対象者（18～64歳）】 約25,150人（2024年1月1日時点）
⑪プログラムの内容（在留資格別・レベル別・ライフステージ別のプログラムの有無を含む）	生活適応、居留・定居、地方民俗、就業、衛生、教育、子どもの教育、人身安全、基本権益、語学、性別平等等の分野に関する支援が提供される。	【PVT】オランダ社会の価値・規範・権利義務の理解及び参加宣言。 【言語教育】オランダ語の4技能の学習クラス その他、就労を目指すプログラムである、労働市場・参加モジュール（MAP）等がある。	A1：相手がゆっくりと明確に話し、必要に応じたサポートがあれば、自分の個人的な環境(家庭、職場、学校等)について簡単にコミュニケーションを取ることができる、等 A2：学校、研修、仕事、健康、住居に関する重要な生活の分野に関する簡単な質問やメッセージが理解できる、等 B1：学校、雇用主、家主、または当局からの重要な情報を、明確で標準的な言葉遣いによる馴染みのある内容であれば理解できる 等	非識字者からある程度の英語力を持つ者まで、対象者の多様なニーズや出発点に対応できる設計。英語教育のほか、生活情報（教育制度、医療システム等）、法律、職業準備、地域社会参加に関する内容を含む。	【成人外国人向けデンマーク語教育】DU1～DU3のレベル別となっており、DU1はA2+、DU2はB1～B2、DU3はC1レベルの達成度を想定。プログラムは、言語だけではなく、就労、教育、デンマークの伝統など多面的な、また市民教育的な内容を含む。 ある語学学校では、文法の正確性よりもコミュニケーションに重きを置いていること、自宅ではオンラインで宿題を行い、フィードバックがもらえることを確認した。

諸外国調査の結果概要

外国人の受入れの基本的な在り方等の検討のための調査・研究（社会統合プログラム：各国における中核的な社会統合プログラム）〔概要〕

令和8年8月18日現在

		台湾	オランダ	スイス	オーストラリア	デンマーク
⑫プログラムの受講や習得度の証明の義務性	⑫ー1 受講のインセンティブ	新住民生活適応輔導班の受講時間は、帰化申請時に求められる「基本言語能力および国民の権利義務に関する基本常識」を証明するための、国内政府機関が提供する講座（国内政府機関自身が提供する講座、委託講座、助成講座、組織、団体、学校が提供する講座を含む）の受講時間として活用され得る。	-該当情報なし	fideは語学教育制度であると同時に、外国人統合法（AIG）に基づく統合要件を確認するための言語能力認証制度としての機能も有している。	求職者は、AMEPで学ぶことで、相互義務要件にカウントされるポイントが得られる。なお、雇用主はスタッフ向けに実習を提供したり、英語クラスを開催したりすることができる。	【成人外国人向けデンマーク語教育】就労者等（S-kursist）については、モジュールごとにデボジット（2,000デンマーククローネ（約5万円））の支払いが求められる。一定の期限内にモジュールテストまたは所定試験に合格した場合に自治体が返還を決定するが、期限内に不合格の場合は没収され得る。
	⑫ー2 未受講の場合における不利益取扱いや罰則及びその根拠	受講が義務付けられている制度ではない。	【PVT】 未了に対する罰金額は340ユーロ（62,940円）であり、さらに罰金後も義務が継続し、追加期間が付与される。 【言語教育】 期限内に義務を履行しない場合、最大1,000ユーロ（185,120円）の行政罰金が科される場合がある。	受講が義務付けられている制度ではない。	-該当情報なし	統合契約への署名と同時に「滞在自己扶養に関する宣誓」についても署名することが求められ、署名拒否は生活給付の減額が発生する。また、永住許可申請や家族呼び寄せにも影響する。 自立帰還プログラムおよび導入プログラムや労働義務において、正当な理由なく就労活動を拒否または欠席した場合は、公的給付が減額されることがある。
	⑫ー3 達成要件の有無（有りの場合は、達成要件に達しなかった場合の不利益取扱い）	-該当情報なし	【PVT】 署名の完了 【言語教育】 個人統合計画（PIP）で定められた学習経路及び市民統合試験の要件達成。B1ルートはB1試験の合格、教育ルートはB1又はB2試験等の修了、自立支援ルートは規定時間数のプログラム履修と自治体による最終面談により修了する。	（再掲） A1：相手がゆっくりと明確に話し、必要に応じたサポートがあれば、自分の個人的な環境（家庭、職場、学校等）について簡単にコミュニケーションを取ることができる、等 A2：学校、研修、仕事、健康、住居に関する重要な生活の分野に関する簡単な質問やメッセージが理解できる、等 B1：学校、雇用主、家主、または当局からの重要な情報を、明確で標準的な言葉遣いによる馴染みのある内容であれば理解できる　等	-該当情報なし	【成人外国人向けデンマーク語教育】達成要件としては、モジュール間の移行に行われるモジュールテストと、コースの最後に行われるデンマーク語試験がある。 定められた期日までに受講が終了しない場合、デボジットが戻ってこないことがある。受講は継続できるが、デボジットを再度支払う必要がある。
⑬修了試験（ある場合）の内容・合格水準・実施方法等		-該当情報なし	B1ルート、教育ルートでは4技能（読解・聴解・作文・会話）とオランダ社会知識に関する試験（KNM）が設けられる。B1以上の言語試験は「Staatsexamen NT2」の枠組みに従う。 試験時間は技能ごとに異なり、B1・B2レベルではスピーキング約30分、リスニング90分、リーディング100～110分、ライティング100分で、コンピューター及び筆記試験の形式である。 リーディングおよびリスニングは正答数に基づいて得点化され、ライティングおよびスピーキングは評価基準に基づいて採点される。各技能試験は500点以上で合格となり、500点未満は不合格となる。 オランダ社会に関する知識を問う知識試験（KNM）はコンピューターで受験し、試験時間は45分である。試験では、「生活」「仕事と収入」など、オランダ社会で生活・就労するために必要な知識が問われる。	fide-Testでは、日常生活における言語運用能力を口頭（聞く話す）及び筆記（読む書く）の両面から評価し、A1からB1までの到達レベルを認定する。また、若年成人向けのfide-Test eduではA1からB2までの能力を評価し、fide-DossierではB1レベル相当の言語能力を確認する。	EALフレームワークに基づき、各ユニットにおいて、達成すべき主要な学習内容と達成基準が定められている。	【成人外国人向けデンマーク語教育】 デンマーク語試験は読解筆記口頭から構成され、問題数や試験時間はコースにより異なる。（例：DU3の修了試験であるPD3では、読解…4問（90分）、筆記…2問（150分）、口頭…2問（10分）） DU1はA2+、DU2はB1～B2、DU3はC1レベルの達成度を想定。 評価は、試験官／外部評価者の共同評価によって行われ、評価ガイドラインに基づき「合格／不合格」で判定される。 試験問題や評価の枠組みはSIRIが作成し、実際の試験は語学センターや教育機関等で実施される。 試験資料の施設保管回収破棄等を含む守秘と管理手順が規定されており、受験の際は写真付き身分証明書による本人確認が求められる。
⑭受講の有無・成績と在留許可・永住許可・国籍取得手続との関係	⑭ー1 社会統合プログラムの受講が永住許可・各在留資格の更新許可または変更許可の要件となっているか。	新住民生活適応輔導班の受講時間は、帰化申請時に求められる「基本言語能力および国民の権利義務に関する基本常識」を証明するための、国内政府機関が提供する講座（国内政府機関自身が提供する講座、委託講座、助成講座、組織、団体、学校が提供する講座を含む）の受講時間として活用され得る。	【PVT】 PVT単独の修了自体が要件ではない。 【言語教育】 永住許可及び帰化申請において、原則としてB1レベル相当の統合要件の達成が求められる。	在留資格の更新等の要件とはなっていない。	受講自体は永住許可や在留資格更新の要件ではない。	統合契約への署名と同時に「滞在自己扶養に関する宣誓」についても署名することが求められ、署名拒否は永住許可申請や家族呼び寄せにも影響する。 永住権の取得や帰化を目指す場合は実質的にプログラムの受講が必要になることが多い。（プログラム等への不参加が直接在留資格に影響を与えることはないが、永住権の取得や帰化においてはデンマーク語試験合格や就労実績等が条件となっている。）
	⑭ー2 プログラムの受講は要件ではないが、語学能力や社会制度の理解度を試験で証明することが要件となっている場合があるか。	【永住許可】 語学能力：不要 社会知識：不要 【帰化】 語学能力：必要 社会知識：必要 帰化申請時に、「基本言語能力および国民の権利義務に関する基本常識」を証明する必要がある。 (i) 国内の学校に1年以上就学した証明、(ii) 国内の政府機関が開設する課程について一定時間以上受講した証明、(iii) 帰化試験の合格証明のいずれかによる。 (ii)の対象は、国内政府機関自身が提供する講座の他、委託講座、助成講座、組織、団体、学校が提供する講座を含む。 (iii) 帰化試験は、口頭または筆記試験のいずれかを選択して受験でき、題数は20題、採点は合計100点、申請類型や年齢に応じた合格基準点（70/60/50点）が規定されている。帰化試験の試験費用は500台湾元（約2,500円）。 【その他】 「我が国が必要とする高度専門人材」等については一定の場合に要件を満たさなくても永久居留申請が可能。	【永住許可】 語学能力：必要 社会知識：必要 【帰化】 語学能力：必要 社会知識：必要 オランダ語と文化に精通していることを示すCivic Integration Exam（市民統合試験）に合格する必要がある。合格後得られる市民統合ディプロマをもって永住許可または帰化の申請が可能となる。（オランダで長期間義務教育を受けた者等、一部の属性の者には免除規定がある。） 試験はオランダ語レベルA2またはオランダ語を第二言語とする国家試験（staatsexamen NT2）のB1、B2から受験可能。 【その他】 パートナーとオランダに住むために仮滞在許可（MVV）が必要な場合にも、パートナーが入国前にCivic Integration Exam（市民統合試験）に合格する必要がある。	【永住許可】 語学要件：必要 社会知識：必要（統合要件として評価） 【帰化】 語学要件：必要 社会知識：必要（統合要件として評価） 永住許可のC permit申請時に、スイス公用語の能力証明が求められる。通常の申請（10年滞在後）では口語：A2/筆記：A1、早期申請（5年滞在後）では口語：B1/筆記：A1レベルが要求される。 帰化の場合は口語：B1/筆記：A2レベルが要求される。 受験料は試験全体で250スイスフラン（約48,770円）、口頭部分のみで170スイスフラン（約33,164円）、筆記部分のみで120スイスフラン（約23,410円）。 統一的な「社会知識試験」は設けられていないが、統合要件の一部として社会参加やスイス社会への適応状況が審査される。 【その他】 家族呼寄せにより在留許可を取得する場合も、口頭A1～口頭A2・筆記A1レベルの言語能力証明が必要である。	【永住許可】 語学能力：必要（資格ごとに語学要件が設けられている、通常は「Competent English（IELTS各セクション6.0相当）」以上） 社会知識：不要 【帰化】 語学能力：必要（オーストラリア市民権テスト（Australian citizenship test）の合格） 社会知識：必要（オーストラリア市民権テスト（Australian citizenship test）の合格） 「オーストラリア市民権テスト（Australian citizenship test）」は、45分間で20問の選択式問題に答え、合格の条件は、75%に正解し、かつオーストラリアの価値観問題5問すべてに正解することとなっている。試験内容は、オーストラリアとその人々、民主主義の信念、権利、自由、政府と法律、オーストラリアの価値観。1回当たりの合格率は6～7割で、再受験が可能のため、最終的に約95%の応募者が合格する。試験を含む、手続き全体にかかる費用は575オーストラリアドル（約65,000円）。 【その他】 ビザ申請者の扶養家族（ビザ申請者に同行する家族）には、一定のレベルや基準の英語力を求められる（通常は「Functional English（概ねIELTS平均4.5程度）」）。	【永住許可】 語学能力：必要（PD2または同等以上のデンマーク語試験の合格、4年間で永住許可を取得できる優遇ルートではPD3の合格） 社会知識：必要（市民社会知識試験（Medborgerkabsprøven）の合格） 市民社会知識試験はデンマークの民主主義、日常生活、文化・歴史に関する知識を測る試験であり、時間は30分で、25問の選択問題で構成されている。合格には25問中20問以上の正答が必要とされる。2026年実施分の案内では、受験料は946デンマーククローネ（約2.3万円）。 【帰化】 語学能力：必要（PD3または同等以上のデンマーク語試験の合格） 社会知識：必要（帰化試験（Indfødsretsprøven）の合格） 帰化試験は歴史・社会・文化、時事問題、デンマークの価値観に関する知識について確認するための試験であり、時間は45分で、45問の選択問題で構成されている。合格には45問中36問以上の正答と「デンマークの価値観」に関する5問のうち4問以上の正答が必要とされる。2026年実施分の案内では、受験料は946デンマーククローネ（約2.3万円）。 【その他】 デンマーク市民既存居住者等との家族再統合における配偶者については、A1、A2水準のデンマーク語試験に合格することが求められている。
⑮予算規模		単位：台湾元（日本円） 2020年：1,849,000（約917万円） 2021年：1,710,000（約848万円） 2022年：1,396,000（約692万円） 2023年：1,396,000（約692万円） 2024年：1,396,000（約692万円）	言語教育：自治体は学習ルートへの統合を条件に1人当たり平均€10,000（1,851,200円）の支給を受ける。	-該当情報なし	プログラムの年間平均契約額は2億8,700万ドル（32,428,130,000円）	2024年の自治体統合事業に対する国の支出は約11億デンマーククローネ（約272億円）であり、これには統合に関する各種支援が含まれている。各施策単独の予算は公開されていない。
⑯受講者の費用負担の有無		受講者から受講料を徴収するか否かについて全国一律の規定は確認できない。 一方、地方政府の募集資料では無料と明記する例がある。新北市板橋戸政事務所の113年度案内では「無料」とされている。	難民は自治体負担。家族移民等は自己負担となる場合がある。 KNM試験、A2言語4技能が各50ユーロ（9,256円）。B1ルート等の一部対象者に無料の受験機会（一定回数）を設け得る規定もある。	2026年7月時点の受験料は以下の通り。 試験全体：250スイスフラン（約48,770円） 口頭部分のみ：170スイスフラン（約33,164円） 筆記部分のみ：120スイスフラン（約23,410円）	受講料は無料。	成人外国人向けデンマーク語教育については、難民等は原則無償で受講できる。就労者等（S-kursist）については、モジュールごとにデボジット（2,000デンマーククローネ（約5万円））の支払いが求められる。自立帰還プログラムおよび導入プログラムは原則無償で受講できる。

注1：「ー」の部分は、調査は実施したものの判明しなかった。注2：予算額や受講費用は、現地通貨で調査したのち令和8年7月31日現在のレートで日本円換算した数値を記載している。